

令和6年度出雲市子ども・子育て支援事業の評価・検証

資料1 対応 ページ	事業名等	評価	課題	対応策
2	2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	定員増や年度当初からの定員弾力化の活用により、待機児童0人の継続、入所未決定者の減につながったことは評価できる。	幼稚園においては、園児数が毎年減少しており、集団生活の場での教育について、十分な効果を上げることが難しい園も見受けられる状況にある。保育所については、出生数の減少により全体の申込者数も減少傾向となっている。一方で、保育ニーズが高い地域における入所未決定者数を更に減少させる方策が必要である。	幼稚園については、令和7年3月に「今後の市立幼稚園のあり方に関する基本方針」を策定し、引き続き効果的な集団教育・保育を推進するため、令和7年度から令和11年度までの5年間で、再編等に向け地元との協議・調整を進める。保育所については、定員の弾力化を引き続き活用するとともに、保育ニーズの高い地域の定員増の検討を進める。
3	3. 地域子ども・子育て支援事業			
3	(1)利用者支援に関する事業	窓口対応は、主に妊娠届出時の対応である。出産前、出産後に準備することや必要な手続き等についてまとめた「きずなプラン」を配布し、わかりやすい内容の情報提供により、不安の軽減と出産に向けて家族内で準備をしていくきっかけづくりに努めた。あわせて、妊娠期から相談しやすいよう、相談先となる地区担当保健師名を伝えることを徹底した。また妊娠8か月頃にSNSによるアンケートを行い、出産が近づいた妊婦の不安や相談ニーズへの支援を行った。	妊娠期から出産・子育ての切れ目のない支援において、困難を抱える家庭の養育支援の充実を図るため、伴走型相談支援の充実や体制づくりが必要である。	妊娠期からの支援体制の充実を図るため、妊娠期の支援台帳を整備し支援の進捗管理を行っていく。
4	(2)延長保育事業	保護者のニーズに応じ、保育所等の開所時間を超えて、乳幼児を保育することにより、子育てしやすい環境に寄与した。	職場の働き方改革で保護者が保育所へ早く迎えに行きやすい環境が整備されたこと等により、延べ利用者数が減少するなか、延長時間の短縮を検討する園があり、保護者のニーズに応えない園が出てくる可能性がある。	現行の延長保育事業を継続し、引き続き保護者のニーズに対応していく。
5	(3)放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	・入会未決定が生じる校区があった。 ・ワーキンググループ設置し、児童クラブを取り巻く課題の把握と課題解消に向けた検討を行った。	・児童数増加等の校区では、受入可能数を超える利用希望があるため、受入増の方策が必要である。 ・児童受け入れに必要な人材の確保が困難となっている。	・利用希望に対して受入児童数が不足する校区において、法人参入の働きかけを引き続き実施する。 ・ワーキングの検討結果を踏まえ、人材確保や処遇改善、事務負担の軽減策に取り組んでいく。
7	(4)子育て短期支援事業（ショートステイ）	R3年度から里親委託も可能とし、受け入れ体制の拡充とともに迅速で柔軟な対応ができたことは評価できた。R6年度実績はすべて里親委託によるものである。	本事業は急遽申請当日に利用希望される場合もあるため、対応可能な里親等の更なる確保が必要である。	引き続き関係機関との連携により委託事業所の確保に努めるとともに、委託里親をさらに増やすため、児童相談所と連携し、里親への事業案内を実施する。
8	(5)乳児家庭全戸訪問事業	・出生数の減少に伴い、訪問数も減少しているが、基本全戸訪問できている。（訪問率 R5:100%、R6:99.8%） ・R6は長期入院等で未訪問のケースはあったが、訪問拒否が理由ではない。未訪問家庭も、実質は全数の状況把握ができている。	・初回訪問時に精神的不調（産後うつリスクが高い）が見られた褥婦について、支援のフローチャートにより丁寧な支援が共通してできる体制に努めた。あわせてハイリスク者の台帳を作成し、進捗管理もしているが、対象者都合等で再訪問実施率が100%に届いていない。	引き続き、乳児のいる家庭への訪問は100%を目標とする。 精神的な不調（産後うつリスクが高い）がみられた褥婦の台帳をもとに再訪問を徹底し、適した時期に必要な精神的支援ができることを引き続きめざしていく。
9	(6)養育支援訪問事業	・養育困難度の高い要支援家庭への支援は、他の母子保健事業を併用して実施し、支援方針のもと丁寧な育児支援ができている。 ・本事業におけるヘルパーによる支援については、家事育児訪問サポート事業や産後ケア事業の充実に伴い、導入件数が減少している。	・養育支援訪問終了時にも今後の支援方針について検討カンファレンスを行い、継続した支援体制を整えている。寄り添った支援を行いながら、継続可能な支援（一般的なサービス等）へのつながりを意識していく必要がある。 ・本事業におけるヘルパー支援は、R7年度から担当課の所管替えがある。支援が後退しないようスムーズな引継と今後の事業運用の検討が必要である。	・保護者の養育力を高め安心して地域で子育てができるよう、個別の家庭背景等を勘案した支援計画をつくるとともに、支援後の評価および今後の支援方針の検討を行っていく。 ヘルパー派遣の支援については、移行する事業の担当課とともに事業運用を検討していく。

令和6年度出雲市子ども・子育て支援事業の評価・検証

資料1 対応 ページ	事業名等	評価	課題	対応策
10	(7)子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の運営を行い、関係機関と共に虐待等のある子どもたちの支援を行った。	複雑な課題を抱える家庭や、親や子に発達特性等が見られる家庭が増える中、職員が対応に苦慮しているとともに、情報提供も含めた相談件数が増える中、マンパワーが不足している。	・引き続き、児童相談アドバイザーの助言を受けながら、各種研修への参加により職員のスキルアップを図り、早期に適切な支援を行うように努める。 ・引き続き、要対協の各種会議及び個別のケースを通じた関係機関（児童相談所、警察、学校、保育園等）との連携強化を図る。
11	(8)地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター事業）	R6年度において、全体の利用者数はR5年度の約100.1%で、出生数の減少にもかかわらず利用者数を僅かに増加させることができた。 ホームページについて、掲示する内容を充実化させ、広報の活発化に努めた。	R6利用者数は、前年度と比較し増加したものの、計画値に比して実績が▲6,681人であり、更なる利用者増の取組強化が必要である。	アンケート等を活用し、利用者のニーズ把握・効果的な広報手段の検討を行う。
11	(9)一時預かり事業（幼稚園型） （幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）	令和5年度から全園で長時間預かりを実施し、長時間の預かり保育ニーズに対応できたことは評価できる。	長時間預かりを全園で実施しているが、園児数の減少は続いている。	預かり保育の長時間化等、幼稚園の魅力を広報するなど、幼稚園の入園につながる情報提供をする必要がある。
12	(10)一時預かり事業（幼稚園型を除く）	令和5年度と比べ利用児童数がやや減少した。一時預かり利用料助成制度を新設し、より幅広い世帯が利用しやすく制度を改善できた点は評価できる。	令和8年度から開始される「こども誰でも通園制度」と区別しながら事業を実施する必要がある。	現行の一時預かり事業を継続する。
	(10)子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	R3年度から里親委託も可能とし、受け入れ体制の拡充とともに迅速で柔軟な対応ができたことは評価できる。	本事業は急遽申請当日に利用希望される場合もあるため、対応可能な里親等の更なる確保が必要である。	引き続き関係機関との連携により委託事業所の確保に努めるとともに、委託里親をさらに増やすため、児童相談所と連携し、里親への事業案内を実施する。
※子育て短期支援事業(ファミリーサポートセンター事業)は(12)に記載。				
14	(11)病児・病後児保育事業等	新型コロナが5類に移行した影響もあり、利用者数が増加した。利用数の増に対応できていることは評価できる。	感染症の流行期には、利用希望が急増し定員超過となる場合がある。今後の利用ニーズの増加に対応する必要がある。	現行の病児・病後児保育事業を継続する。
15	(12)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	・ニーズに対するマッチングはできていることは評価できる。R4が減少した理由は、世帯状況の変化によりファミサポを利用しなくなったケースがあったためである。 ・事業周知のため市広報掲載やホームページの活用に留まらず、デジタル等を活用した公式LINEのセグメント配信を利用し会員の確保に努めた。 ・民間団体のイベント等に参加し、事業周知を行った。	・サポートのニーズに対して、サポート可能なまかせて会員数が足りない地域があり、マッチングに苦慮する場合があるため、サポートのニーズが多いエリアにおけるまかせて会員の確保が必要である。 ・急なキャンセル時の連絡など、現行のメールや電話では対応が遅れることがある。	・引き続き民間団体のイベント等への積極的に参加し、まかせて会員の確保に努める。 ・翻訳機能のあるタブレットを導入し、多言語に対応するとともに、会員との連絡にLINEを用いてスムーズなサポートマッチングに繋げる。 ・地域通貨「いずも縁結びポイント」付与の取組みにより、まかせて会員の新規獲得に努める。
15	(13)妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊娠届出時に妊婦健康診査受診券（標準受診回数14回分）を発行し、受診費用を市が負担している。標準的な検査項目については、妊婦の経済的負担なく受診ができている。	ほぼ全員が定期的に妊婦健診を受診しているが、受診していない妊婦については、状況把握や受診勧奨が必要である。	定期受診していない妊婦へは、医療機関と連携し、受診勧奨を行う。